

(第6号別紙)

令和7年度 第1回 市川市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

1 日時 令和7年7月30日(水) 午前10時00分から午前11時30分

2 会場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠 出席者 清水 晴子 市川市立新井小学校 校長
(12名) 芳賀 竜二 市川市立須和田の丘支援学校 校長
大池 正記 千葉地方法務局市川支局 総務課長
渡邊 祐平 千葉縣市川警察署生活安全課 課長
(代理出席：浜野 雅輝)
林 輝夫 千葉県行徳警察署生活安全課 課長
(代理出席：加藤 健司)
大橋 愛生 市川市PTA連絡協議会 事務局長
岡本 尚之 市川市民生委員児童委員協議会 副会長
須賀 裕子 市川市こども家庭相談課 課長
(代理出席：西村 恵子)
酒井 雅彦 市川市少年センター 所長
吉野 貴子 市川市教育委員会指導課 課長
榎本 弘美 市川市教育委員会学校地域連携推進課 課長
森角 有和 市川市教育委員会義務教育課 課長

4 事務局 関口 一秋 指導課 主幹
所 拓弓貴 指導課 主査
田中 宗生 義務教育課 主幹
高井 俊孝 義務教育課 副主幹
三枝 聡 義務教育課 主査

5 議題 (1) 市川市いじめ問題対策連絡協議会について
(2) いじめ問題の状況、各学校の取組について
(3) 本市のいじめ問題への取組について
(4) 各機関・団体より

6 その他

【義務教育課 田中主幹】

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会にご参加いただきありがとうございます。

私は事務局の義務教育課、田中と申します。よろしくお願いいたします。

資料の確認をいたします。

・資料確認（5点）

市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第5条に、「会議は委員の中から選ばれたものが進行するものとする」とあります。本日の会議の進行ですが、市川市少年センターの酒井所長にお願いしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは、本日の会議の進行を酒井所長にお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【少年センター 酒井委員】

こんにちは。市川市少年センター所長の酒井と申します。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

市川市審議会等の会議の公開に関する指針の考え方に基づき、市の様々な会議につきましては、原則公開で行われることとなっております。本日の会議は原則公開で進めることでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、傍聴者の入室を許可します。

【事務局】

本日の傍聴者はありません。

【少年センター 酒井委員】

それでは、令和7年度 第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を始めます。

委嘱状及び任命状の交付です。辞令につきましては、机上にあらかじめ置かせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。お手元にあります名簿に従いまして、所属とお名前をお願いいたします。

（自己紹介（名簿順））

【少年センター 酒井委員】

続きまして、委員以外の出席者の紹介です。席順で自己紹介をお願いします。

（関係課・所管課より自己紹介）

【少年センター 酒井委員】

それでは本日の議題に入ります。まず初めに「市川市いじめ問題対策連絡協議会について」義務教育課よりお願いします。

【義務教育課 田中主幹】

令和3年2月の市議会におきまして、いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されました。その条例によりいじめの防止等に関する3つの組織が設置されました。これらは、国のいじめ防止対策推進法に規定されている組織であり、その1つが本日開催しております、市川市いじめ問題対策連絡協議会です。これは、いじめ防止対策推進法では第14条の第1項に規定されております。

この協議会の主な機能は、いじめの防止等に関係する機関・団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議し、各機関及び団体相互の連絡調整を行うこととあります。いじめの問題は、様々な原因や背景がありまして、学校だけで対応できるものではないという認識から、行政、地域、各団体でネットワークを築き、連携を図っていくことが大切であると考えます。

本年度の協議会は本日お集まりいただいております（13名の）委員で構成され、定例会は年間2回の開催予定です。後程、それぞれのお立場からのお考えや取組状況等をお話しいただきたいと思っております。様々な立場からの情報を共有し、いじめの防止等の対応に生かしていきたいと考えております。

次に、今回の条例で設置されたその他の組織について説明いたします。

2つ目の組織は、市川市いじめ防止対策委員会です。これは学識経験のある者により構成された5人以内の組織で、その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことです。この委員会は推進法の第14条の3項に規定されている教育委員会の附属機関です。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の事務所管部署は教育委員会学校教育部です。

3つ目の組織は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に規定する、いじめ問題再調査委員会です。こちらの所管部署は総務部総務課で、教育委員会から切り離された組織となります。その機能は、市長が必要と認める場合に、いじめの重大事態に係る教育委員会による調査結果について再調査を行います。学校の設置者又は学校による調査が不十分である可能性がある場合に実施が検討されます。

これら3つの組織は、法によると「設置することができる」とされているものであり、本市では令和2年度までこれに代わるものとして、学校警察連絡協議会や本市で特別に委嘱している学校問題対策委員等への依頼等で対応してまいりました。しかし、数年前に本市で発生した「いじめの重大事態」において長期にわたる対応を強いられたことを受け、しっかりした組織を作るべきとの指摘もあり、令和3年度よりこれらの組織を条例により設置したことで、いじめの問題に適切かつ迅速に対応できる体制が整いました。説明は以上です。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

では次に、「いじめ問題の状況、各学校の取組について」、初めに指導課関口主幹、よろしく願います。

【指導課 関口主幹】

いじめの状況についてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。この資料1の数値は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という、令和6年10月31日に取りまとめられた国の調査による、千葉県のデータを載せております。千葉県のデータは令和5年度分までのものが公表されています。市川市においても同様の傾向が見られることを確認しておりますので、参考としてご覧いただければと思います。

いじめの認知件数ですが、令和2年度は減少しているものの、年々増加しております。次にいじめの解消率です。この解消率につきましては、いじめがどれだけ解消しているかということです。これも平成28年度に基準が1つ変わりました。表に記しましたとおり、いじめに係る行為が止んでいる状態から少なくとも3か月継続していることと、さらにいじめ行為が止んでいる、3か月经っている、それに加えて被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることが、解消の要件として設定され、いじめの解消について各学校で判断できるようになりました。約79パーセントの解消率が見られますが、先程の解消とみなす3か月の規定を考えますと、3学期以降に発生したいじめにつきましては、この中に入らないということをご承知おきいただきたいと思います。

最後にいじめの態様についてです。これは小学校、中学校、高等学校の数値を載せております。いじめの対応としてあげられるものは、どの学校種においても、冷やかしかからかい、悪口などをいわれるいじめが主に行われていることがわかります。小中学校は続いて、「仲間外れ」「無視」「軽くぶつかる」「叩かれる」が上位となりました。最近の傾向として、中学校において高等学校と同様に、携帯電話等における誹謗中傷、いわゆるSNS等の誹謗中傷が増えております。これに関しては、発見することが難しいこともあり、実際には更に件数が多いのではないかと心配されるところです。以上です。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

(民生児童委員 岡本委員 挙手をして発言)

【民生児童委員 岡本委員】

いじめの解消率について、3学期以降のものは対象外という説明がありましたが、次年度に継続して対応をされていますか。

【指導課 関口主幹】

3学期に解消されていないものは、次年度に必ず引継ぎを行うように指導しています。いじめの解消の条件の一つに「3か月经って」というものがあります。3学期に起きたものは必ず年度を跨いでしまうため、次年度の学年の申し送りの中で、未解消のいじめについては必ず引き継いでいくということになります。

【少年センター 酒井委員】

ほかにございますか。

引き続きまして、学校における取組状況等についてお話しいただきます。お1人5分を

目安をお願いいたします。初めに清水委員からお願いします。

【新井小学校 清水委員】

新井小学校の「学校いじめ防止基本方針」というものがありますので、そちらをご覧ください。

新井小の取組についてご説明いたします。本校のいじめ防止基本方針については、職員・保護者に周知するとともに、ホームページにも記載しています。

本校では、目指す児童像を「自分を大切にし、周りの人や物を大切にできる子」とし、授業や生徒指導の中で心を育てることを心がけています。児童への温かい言葉かけなど、言語環境の整備や特別の教科・道徳の充実を図り、年に1回は保護者が道徳の授業を参観できるようにしています。また、兄弟学年の交流の場を設け、異学年との関わりについて考える場面も作っています。

いじめの発見、早期対応のために、日常的に学級担任を中心とした教育相談を推進しています。養護教諭、専科、少人数指導、事務職員等からの情報も入り次第担任と共有し、月1回行われている生徒指導部会や職員会議、打合せなどで全体での情報共有を行っています。昼休み等に児童が遊びに来られる「ひだまりルーム」での会話や随時受けている児童からの手紙にいじめにつながるものがあった場合は、すぐに担任等と連携する体制を整えています。また、毎年6月、9月、12月、1月に4回、「先生と話そう週間」を実施しています。この期間はアンケートを取り、それに基づいて児童全員と担任が面談をします。いじめを認知した場合は、校内いじめ対策会議を設け、対応と経過について確認・協議していきます。6月のアンケート結果からは78件を認知し、面談等を通して76件については今はないと確認できています。残りの2件については継続指導中です。

児童の委員会活動では、オレンジリボンキャンペーンに取り組んでいます。南行徳中ブロックでは、「いじめ防止運動」を「オレンジリボンキャンペーン」と称して取り組んでいます。本校では、いろいろな人を知り、仲良くなることがいじめ防止につながると子供たちが考え、「あいさつを5回する」「友達の嫌がることをしない」「友達のいいところをたくさん言う」「みんなと話す」などをマスにしたスタンプラリーを作り、全学年に配付、実践してもらい、回収するという活動を7月に行いました。教員からではなく、児童からの活動であることは、より自分のこととして捉えることができると考えています。

6年生では、総合的な学習の時間でSNSについて調べ学習を行っております。今後、ネットトラブル防止教室の予定もあり、SNS上のいじめについても意識を高めてまいります。5年生では、学校支援実践講座交流会を1月に予定しています。地域の方と話すことで、自分の考えだけでなく、様々な捉え方があることを学ぶ機会にしたいと考えています。

今後も、保護者の皆様や地域の方々、関係機関のご協力をいただきながら、児童の心の育成に取り組み、いじめ防止に努めていきます。

【須和田の丘支援学校 芳賀委員】

本校でもいじめ防止基本方針をホームページに載せています。本校は知的の特別支援学校ということもあり、自分がされて嫌なことを言葉にできない児童生徒が多くいます。児童生徒に対してではなく、保護者に対しても年に3回アンケートを実施しています。例年

いじめの報告が数件上がっていて、多くは嫌なことを言われたという内容です。

生徒指導方針としては、学校経営方針にも書いてあるように、目指す児童生徒の姿を「自分や友達を思いやり、共感し協力できる子供」として、相手のことを思いやり、いじめをなくしていけたらと考えています。例えば、道徳の授業を中心に、「人への感謝」「友達に優しくする思いやりの気持ち」等を学習しています。他者を知ること、他者との関わりについての学習を丁寧に取り組んでいくことで、いじめ防止につながるようにしていきたいと考えています。

本校には小学部、中学部、高等部があり、発達段階に応じて変化していく課題の共通理解を図り、いじめ等による事故の防止に向けて取り組んでいます。学級、学部、職員会議等での情報共有、月1回の生徒指導部会や特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援会議等での対応策の検討等も行っています。また、学校内だけではなく、家庭と連携をとり、家庭や学校の様子を共有していくこともいじめ防止にとっても大切だと感じています。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

次に、「本市のいじめ問題への取組」について、関口主幹お願いいたします。

【指導課 関口主幹】

では、資料2をご覧ください。市川市の取組としまして、様々な機関がそれぞれの立場で取組をしております。

1つ目ですが、別紙のとおり市川市として基本方針、ガイドラインを策定しています。いじめ問題への対応の総合的なものとして、「市川市いじめ防止基本方針」があります。平成27年3月に制定し、令和3年度に一部改訂いたしました。また、いじめが実際に起きた時の対応マニュアルとして「市川市いじめ対応ガイドライン」が令和2年4月に制定されました。

2つ目として、いじめ防止等に係る組織として、3つの対応組織を本市では設置しております。

3つ目としまして主に教育センター、少年センターに、相談窓口を設置しております。1つ目の相談窓口は、ほっとほっと相談、電話、対面、訪問等による悩み相談を開設しております。2つ目の相談窓口は、少年センターによる相談窓口、これも電話、メール、対面等による悩み相談を行っております。

4つ目としましては、「いじめの認知シート」への報告です。4年前より生徒指導主任会において教育委員会指導課から周知を図り、各学校でいじめと認知をした際に、そのシートへの入力により報告するようにいたしました。いじめ発生時の対応において、確実な情報共有と学校からの報告が適切に上がってくる仕組みの充実を図ることとし、各学校での記録や保存、校内での活用を速やかに行うことを目的に作成し、本年度も継続して周知を図っているところです。

また、各学校にて少年センターによる、情報モラル教室やネットに関するトラブル防止出張授業等、児童生徒または保護者、教職員に講習を行っております。さらには、主に中学校対象ですが、指導課、少年センターを中心に生徒指導訪問を行い、訪問の際に各学校

の状況を聞きながら、指導、助言を行っております。本市の取組としましては以上です。

資料の裏面を見ていただければと思います。現在、いじめに関して様々な対応を行っていますが、現在いじめ問題に関する課題として捉えている件を数点上げさせていただきます。

まず、いじめの発見です。これについてはデータのもとになる問題行動調査の中にいじめの発見という調査があります。その中で一番いじめが発見されやすいものが、どの学校種もアンケート調査になっております。アンケート調査は大変有効なものであると考えられる反面、児童生徒自らの申出に関しましては、小学校では11.7パーセント、中学校では26.0パーセントと低く、いじめを受けた児童生徒は自分の口ではなかなか先生に直接相談することができない状況が考えられます。これに関しましては、教育相談体制の充実や、何でも相談し合える雰囲気を作っていくことが大事ではないかと思われま

す。2つ目はいじめの認知です。いじめ防止対策推進法ができるきっかけとなったものが大津市で起きた痛ましい事件です。学校で行われたと思われる数多くのいじめが学校に認知されることなく、被害生徒がいじめを放置された状態で行き場を失い、自ら命を絶ったということ、学校が組織として対応しなかったということが背景にあります。そのような中で、いじめの定義について法律ができると同時に改定されました。

ところが、学校の中ではまだまだそのような形で認知されていない場合も考えられ、学校によっては、いじめの認知件数には差があることも伺えます。この定義について、各学校に本年度も周知していきたいと思っております。

3つ目は、初期対応です。いじめは初期対応がかなり重要なウェイトを占めており、初期対応を間違えた、うまくできなかったことで、トラブルに発展する例も少なくありません。被害生徒の安全確保、事実確認、保護者へのアプローチ等を速やかに行うことが大事であり、この点に課題を感じております。

4つ目は組織対応です。いじめに関しましては、各学校のいじめ基本方針に基づき、組織で判断し、組織で対応するという事になっておりますが、「教員が一人で抱え込んでしまう」「大きくなりからと判断し、担当の先生に任せてしまう」ということもあるのではないかと考えております。

最後に保護者対応です。保護者対応につきましては、担任や学年主任等が事実の確認をすることはもちろん、管理職もきちんと担任等からの報告を聞き、事実を全て確認した上で、保護者に対応していくことが必要であるということ再度周知していきたいと考えております。特に「事実が正確に伝えられていないこと」「被害者側には連絡し、加害者側には連絡されていないこと」など、対応に問題が生じて、解決に時間がかかり、学校もそれに対してさらに労力を費やすことになってしまいます。いじめの対応については、基本方針やガイドラインをしっかりと学校に周知していきたいと考えております。

【少年センター 酒井委員】

只今の説明に質問やご意見等ございましたらお願いします。

それでは、各機関・団体より取組状況、いじめ問題についてのご意見等をいただければと思います。お1人3分を目安にお願いいたします。

【法務局 大池委員】

法務局は、国の民事行政、人権擁護及び訟務に関する事務を担う行政機関です。人権擁護事務では、いじめ問題に限らず、様々な人権問題を取り扱っています。

いじめ問題への取組としては、まず人権擁護委員が中心となって実施する「人権教室」があります。これは主に小学生を対象に、総合的な学習の時間等を利用し、子供たちに思いやりの心や生命の尊さを学んでもらうことを目的としています。授業では、ビデオ、紙芝居、絵本など、工夫を凝らした教材を用いています。

また、全国の法務局と各都道府県人権擁護委員連合会では、学校におけるいじめをはじめとする様々な人権問題の解決を図るため、平成18年から毎年「こどもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校に配付しています。ミニレターは、子供たちが悩み事などを記入して提出すると、人権擁護委員や法務局職員が1通ずつ丁寧に返信し、本人が希望する場所へ送付する仕組みです。このSOSミニレターを通じて、教師や保護者など身近な人に相談できない子供たちの悩みを的確に把握し、学校や関係機関等と連携して解決を図り、子供たちを巡る様々な人権問題に対応しています。

【市川警察署 渡邊委員（代理：浜野）】

市川警察署では、保護者からの相談や学校からの連絡など、様々な形でいじめ問題を認知することがあります。その中には、大きな事案へと発展してしまったケースもありました。例えば、中学校の部活動内で発生した事案では、当初、被害生徒が顧問の先生に相談し、その後、加害生徒への指導や事実確認は行われていました。しかし、見えないところで行為がエスカレートし、最終的には事件として扱わざるを得ない段階にまで発展してしまいました。被害者側は「学校に相談しても意味がないのではないかと考えるようになり、警察に被害届を提出する事態となりました。こうしたことから、いじめの一つ一つのケースを組織として管理し、解消までしっかり見守る体制が必要だと考えます。

また、学校は保護者対応を丁寧に行っていただきたいと思います。子供同士ではすでに和解し、仲良くしている場合でも、保護者が納得せず、過剰な要求をすることがあります。例えば、「加害生徒を転校させてほしい」「クラスを分けてほしい」「別室登校にさせてほしい」等です。こうした要求の背景には、保護者への説明不足が考えられます。もちろん、話せることと話せないことがあるとは思いますが、その中でも適切な説明を尽くすことが、学校と保護者の信頼関係を維持するために重要です。保護者が学校に不信感を抱くと、「学校は信用できないから警察に訴える」というケースも少なくありません。被害者本人の心のケアとあわせて、保護者対応にも十分配慮していただければと思います。

【行徳警察署 林委員（代理：加藤）】

先ほどからお話があったとおり、警察はいじめの問題を様々な場面で認知しています。保護者や生徒からの相談、交番への通報、さらには一見いじめとは無関係に見える事案でも、詳しく事情を聞くと「友達とけんかをしたことが原因で、そのストレスを発散するために問題行動を起こした」というケースもあります。警察では、こうした事案について記録し、その後、学校等と連携して情報を共有し、解決に向けた活動を行っています。

また、警察署だけでなく、警察の「少年センター」に在籍する補導員が子供の話を聞いたり、保護者対応を行ったりしています。必要に応じて、そうした他の部署も巻き込みながら対応しています。

先ほどから話に上がっていますが、難しいのは、やはり保護者対応です。児童生徒同士ではほぼ解決していても、保護者の発言によって当該児童生徒が悩みを抱えるケースがあります。例えば、「当該の友達と遊んではいけない」といった発言や、相手の児童生徒やその友達に対する否定的な発言が広まり、それが新たなトラブルや別の問題を引き起こすこともありました。こうしたケースは、一概に「こうすれば良い」と言えるものではありませんが、後々に遺恨が残らないよう、解決の過程で保護者への対応や説明を丁寧に行うことが重要だと考えています。

【PTA 大橋委員】

PTA連絡協議会として、いじめ対策に関しては、学校地域連携推進課が行っている学校支援実践講座の周知や、交流会への参加を市内PTA会員等に呼びかけています。私たちは「自分とは異なる他者を知ること」もいじめ防止につながると考えています。その一環として、広報誌を発行し、他校の様子や地域の様々な人々を紹介しています。親しみやすい形で「身近に様々な人がいる」ことを伝え、気付いてもらうことの一助としています。

また、各学校の家庭教育学級等では、いじめの一因となりやすいSNSの利用方法について、保護者としてどのように対応すべきか、家庭での取扱方法についての教育も行っています。

いじめが発生してしまった場合、PTAは学校との連携を密にし、保護者と学校の間を取り持ちながら今後の対応を協議しています。必要に応じて見守りを強化するなど、できる限りの協力体制をとっています。各学校にスクールカウンセラーが配置されているので、児童生徒の心のケアにも気を付けてほしいことやいじめの再発防止策について学校と話しています。

よくある事例として、一部の保護者が学校に「犯人探し」を求めることがあります。学校はそのための場ではないということをPTAからも説明しています。ただ、保護者が「自分の子供に原因があるのではないか」など不安を抱き、学校への不信感につながる場合もあるため、じっくり話を聞いてくれるよう対応をお願いしています。

海外では、いじめられる側だけでなく、いじめる側にもカウンセリングを受けさせる事例があります。加害者側にも心の中に抱えている問題がある場合があるため、そのようなカウンセリングの仕組みについても周知し、利用しやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。

【民生児童委員 岡本委員】

いじめ問題は子供の一生を左右するような大きな問題になることがあります。民生委員としましては学校はもとより関係機関と連携し、見守りの人が増えるよう協力していきたいと思います。

【こども家庭相談課 須賀委員（代理：西村）】

こども家庭相談課では、令和6年4月1日より「こども家庭センター」を設け、妊娠期の妊婦から18歳未満の子供の保護者を対象とした総合相談の窓口として活動しています。主な活動として、母子保健と児童福祉の2本立てで業務を行っています。児童福祉の主な相談内容は児童虐待に関するもので、要保護児童対策地域協議会や各関係機関との連携調

整を担っています。令和６年度の児童虐待相談は１２０６件あり、そのうち５６９件（４７．２％）が小中学生に対するものでした。各小中学校や特別支援学校の先生方とは、ケース対応を通じて連携し、家庭支援や子供への支援について協力しながら取り組んでいます。

保護者対応については、生活困窮、障害、外国籍など、複雑かつ複合的な事情を抱えるケースが多く、１つの課や組織だけでは対応しきれない状況が増えています。そのため、日々職員間で情報共有を行い、関係機関と協力しながら、適切な支援がこどもに届くよう心がけています。引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

今年度は、職員が増員され、兼務ではありますがヤングケアラー支援コーディネーターが３名配置されました。今後はヤングケアラー支援にも力を入れるとともに、いじめに関するケース連携にも注力してまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

【少年センター 酒井委員】

少年センターでは、児童・生徒がインターネット・ＳＮＳトラブルに巻き込まれないようにインターネットに接続できる機器の利用やインターネット利用の際の注意点、そして問題の対処法について伝える「インターネットトラブル防止出張授業」を行っています。令和６年度は、市川市内の小中学校４４校、実施コマ数としては６８、人数としては７６３７名に授業を行いました。内容については、「知らない人と決して会わないこと」「知らない人からの連絡は無視すること」「意見の偏りに注意しファクトチェックをすること」「長時間の使用は健康面に様々な悪い影響が出ること」「居場所の特定の危険があるためライブ配信をしないこと」「困ったら助けを求めること」など多岐にわたっています。今年度、７月１８日現在で１８校、２３コマ、５７５６人に授業を行いました。今後も複数の小中学校で予定されています。

また、保護者の方に対する事業、啓発活動も行っていますので、何かございましたら、少年センターにご連絡いただけたらと思っています。こういった事業を通じまして、子供たちが被害に遭わないように尽力していきたいと考えています。

【指導課 吉野委員】

いじめの実態や課題については先ほど関口が申しあげたとおりです。指導課としては様々な機関の皆様と連携を取りながら、いじめの防止等を進めていきたいと考えています。また、いじめが起きた際には、委員の皆様のお話にあるとおり、組織で対応することが大切ということで、指導課の方も学校と連携しながら、対応しているところです。また、このような場を通して、皆様と連携を進めさせていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

【少年センター 酒井委員】

ありがとうございました。その他、何かございますか。

（田中主幹、挙手をして発言）

【義務教育課 田中主幹】

本日話し合われた内容は、附属機関のいじめ防止対策委員会の委員に報告いたします。

また、小中学校の生徒指導部会等で情報提供し、学校におけるいじめ防止の取組に生かしてまいります。

【少年センター 酒井所長】

事務局から連絡があります。

【義務教育課 田中主幹】

事務局からの連絡になります。本日の会議録を作成させていただきます。作成後、委員の皆様にお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。いただきました訂正部分を変更しまして、非公開部分以外は市川市のホームページで公開させていただきます。

なお、第2回の会議につきましては、12月頃を予定しております。詳細が決まりましたら、個別に開催通知をご案内いたします。

【少年センター 酒井委員】

以上で第1回市川市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

令和7年7月30日

市川市いじめ問題対策連絡協議会